

# 一般社団法人新潟県建築士事務所協会慶弔規程

昭和57年3月25日 制定  
昭和63年12月6日 改正  
平成7年4月13日 〃  
平成11年4月13日 〃  
平成20年10月29日 〃  
平成22年11月25日 〃  
平成25年4月1日 〃

## (目 的)

第1条 この規程は、会員の福祉と相互の親睦を図るため、慶弔給付を行い祝意又は弔意を表すことを目的として必要な事項を定める。

## (祝意の給付基準)

第2条 会員の受賞に際しては、次の給付基準により金品を贈り、会報に掲載して祝意を表す。

|                          |   |         |
|--------------------------|---|---------|
| 一 叙 勲                    | } | 30,000円 |
| 二 国家褒章                   |   |         |
| 三 大臣表彰                   | } | 20,000円 |
| 四 知事表彰                   |   |         |
| 五 他の表彰 (上記一から四に類する表彰の受賞) |   |         |

## (弔意の給付基準)

第3条 会員の不幸に際しては、次の給付基準により金品を贈り、弔意又は見舞いの意を表す。また、総会において報告及び黙祷を行い弔意を表す。

|             |     |         |
|-------------|-----|---------|
| 一 死 亡       | 香 料 | 20,000円 |
| 二 1カ月以上の療養  | 見舞金 | 10,000円 |
| 三 身体・財産等の災害 | 見舞金 | 10,000円 |

2 役員・役員等経験者の死亡については、次の給付基準により金品を贈り、総会において報告及び黙祷を行い弔意を表す。

|     |                        |
|-----|------------------------|
| 香 料 | 20,000円                |
| 供 花 | 20,000円相当 又は協会旗(飾旗)の貸出 |
| 弔 電 |                        |

3 役員・役員等経験者の見舞いについては、その都度会長が決定する。

## (通 知)

第4条 支部担当理事は、その所属会員等が第2条及び第3条の規定に該当する事実を知ったときは、速やかに会長に通知する。

## (そ の 他)

第5条 協会の関連団体及びその他の慶弔は、前第3条の基準に準じて、その都度会長が決定する。

## 附 則

この改正は、平成20年10月29日から施行する。

## 附 則

この改正は、平成22年11月25日から施行する。

## 附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。